

道路交通法の改正について

令和6年11月1日に道路交通法が改正されます。この改正により、自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」の罰則が整備されました。下のリーフレットにあるように「懲役または罰金」と刑罰が科せられます。

また昨年には、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されましたが、着用の定着には至っていません。

命を守るためにルールを守り、ヘルメットを着用するようにしましょう。

2024年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

**運転中のながらスマホ**

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

**酒気帯び運転および幫助**

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。
※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課